

2024 年度(令和6年度)使用教科用図書の
採択基準及び選定資料、採択方針について

協議①

令和5年5月11日
北九州市教育委員会

2024 年度(令和6年度)に北九州市立義務教育諸学校に
おいて使用する教科用図書採択方針(案)

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、小学校において使用する教科用図書及び小学校と中学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定会議を設け、その報告を基に採択を行う。採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮する。
- 3 教科用図書採択に関しては、採択方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に公開するなど、開かれた採択に努める。

令和 6 年度使用義務教育諸学校
教科用図書採択基準及び選定資料

福岡県教育委員会

令和 6 年度使用義務教育諸学校

教科用図書の採択基準

令和 6 年度使用教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に登載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

また、採択に当たっては、別に定める「令和 6 年度使用小学校教科用図書選定資料」及び「学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書選定資料」等を基に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 29 年文部科学省告示第 105 号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を期するものとする。

記

- 1 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- 2 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- 3 地域の実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

令和 6 年度使用
小学校教科用図書選定資料

1 教科用図書選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、教科用図書の選定に当たっては、学習指導要領のねらいを踏まえて行うことを基本方針とする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

教育基本法及び学校教育法の規定に則り、小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした教育活動の中で、児童に生きる力を育むことを目指し、次の 3 点を基本的なねらいとしている。

ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

(2) 選定の基本的観点

ア 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることができるよう配慮されていること。

イ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決することができるように配慮されていること。

ウ 自らの力で論理的に考え判断する力、自分の思いや考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培う学習がなされるように配慮されていること。

エ 児童が知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力が身に付くように配慮されていること。

オ 我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培うように配慮されていること。

カ 他人を思いやる心、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、自然を愛する心などが育つ学習がなされるように配慮されていること。

2 教科共通の選定の観点

(1) 内容の範囲及び程度

ア 教科の目標達成に結びつく内容になっていること。

イ 内容の程度は、その学年の児童の発達の段階に適応していること。

ウ 学習指導要領に示す教科及び学年の目標に従い、学習指導要領に示す教科、学年、領域の内容及び内容の取扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。

(2) 内容に関する配慮事項

ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるように配慮されていること。

イ 言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実について配慮されていること。

ウ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視されているとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるように配慮されていること。

エ 児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導への配慮がされていること。

オ 体験活動、実験・実習などは、安全・衛生面が配慮されていること。

カ 学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展的な学習内容」という。）を取り上げている場合には、学習指導要領の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担が過重となったりすることがないように配慮されていること。

(3) 分量

ア 全体の分量は、授業時数から見て適切であること。

イ 学習指導要領の内容及び内容の取扱いに示す事項が、授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

ウ 各領域の内容に偏りがなく調和がとれていること。

(4) 使用上の便宜

ア 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、学習を進める上で、関連を持たせて用意され、学習の深まりに有効に働くよう配置されていること。

イ 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

(5) 印刷、製本等

印刷は鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間及び製本の様式、材料などが適切であること。

3 教科ごとの選定の観点

選定に当たっての基本的な観点は、以下に示すとおりとする。

なお、文中〔 〕で示した語句は、学習指導要領で使用されている項目である。

<国語（「書写」を除く。）>

観	点
1 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現することができる内容になっていること。 2 日常生活において必要な国語の特質について理解し、それを適切に使うことができる内容になっていること。 3 日常生活における人と人との関わりの中で、思いや考えを伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う内容になっていること。 4 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う内容になっていること。 5 「知識及び技能」に示す事項については、「思考力、判断力、表現力等」に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりできる内容になっていること。 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるような内容になっていること。 また、我が国の言語文化に関する事項の伝統的な言語文化については、各学年で行い、古典に親しむことができる内容になっていること。 6 「A話すこと・聞くこと」については、学習したことを繰り返し用いたり、生活場面において使いこなす機会を多くもったりできるように意図的・計画的に指導することができる内容になっていること。 7 「B書くこと」については、実際に文章に書く活動を多く設定することができるように意図的・計画的に指導することができる内容になっていること。 8 「読書」及び「C読むこと」については、読書意欲を高め、日常生活における読書活動につながる内容になっていること。 「C読むこと」の教材については、説明的な文章や文学的な文章などの文章の種類を調和的に取り扱っていること。 また、説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げていること。 9 教材については、教科及び各学年の目標、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げていること。	

<国語（「書写」）>

観	点
1	文字を正しく整えて書くことができるとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てる内容になっていること。
2	各学年で、硬筆を使用する書写の指導をすることができる内容になっていること。
3	毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養う内容になっていること。

<社会（「地図」を除く。）>

観	点
(共通) 1 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究できる内容になっていること。 2 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解できる内容になっていること。 3 様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめることができる内容になっていること。 4 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりできる内容になっていること。 5 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うことができる内容になっていること。 6 地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養うことができる内容になっていること。 7 世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるような内容になっていること。 8 自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等が分かる内容になっていること。 9 少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化が分かる内容になっていること。 10 各学年において、地図や地球儀、統計などの各種の資料を適切に活用し、我が国の47都道府県の名称と位置、世界の主な大陸と海洋の名称と位置を身に付けることができる内容になっていること。	

<社会（「地図」を除く。）>

観	点
(第3学年) 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の移り変わりを理解できる内容になっていること。また、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うことができる内容になっていること。 (第4学年) 都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守る諸活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きが理解できる内容になっていること。また、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うことができる内容になっていること。 (第5学年) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて国民生活との関連を踏まえて理解できる内容になっていること。また、我が国の国土に対する愛情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養うことができる内容になっていること。 (第6学年) 我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解できる内容になっていること。また、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うことができる内容に成っていること。	

<社会（「地図」）>

観	点
1	地図や統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味や働きなどについて考え、調べたことや考えたことを表現することができる内容になっていること。
2	我が国の47都道府県の名称と位置、世界の主な大陸と海洋の名称と位置、世界における我が国の位置、国土の構成、領土の範囲などが理解できる内容になっていること。
3	県の特色や国土の地理的環境の特色や産業の関わり、国民生活との関連を考えることができる内容になっていること。
4	方位や主な地図記号を理解し、活用することができる内容になっていること。
5	近隣の諸国の正式な国名が分かるとともに、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それらを尊重する態度を養う内容になっていること。
6	児童が興味・関心をもって、我が国とつながりが深い国を選択して調べることができる内容になっていること。
7	資料等は最新のものであり、適切に出所・出典が明示された内容になっていること。

<算数>

観	点
1 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、日常生活や社会の事象等について数量や図形に着目して問題を発見し解決するとともに、解決過程を振り返ることで、結果の意味を考察したり、概念を形成したりする内容になっていること。 2 [A 数と計算]、[B 図形]、[C 測定]、[C 変化と関係]及び[D データの活用]の5領域間の指導の関連を図ることができる内容になっていること。その際、数学的活動を通して指導することができる内容になっていること。 3 [A 数と計算]の領域では、次の3点が重視された内容になっていること。 (1) 整数、小数及び分数の概念を形成し、その性質について理解するとともに、数についての感覚を豊かにし、それらの数の計算の意味について理解し、計算に習熟すること (2) 数の表し方の仕組みや数量の関係に着目し、計算の仕方を既習の内容を基に考えたり、統合的・発展的に考えたりすることや、数量の関係を言葉、数、式、図などを用いて簡潔に、明瞭に、又は、一般的に表現したり、それらの表現を関連付けて意味を捉えたり、式の意味を読み取ったりすること (3) 数や式を用いた数理的な処理のよさに気付き、数や計算を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること 4 [B 図形]の領域では、次の3点が重視された内容になっていること。 (1) 基本的な図形や空間の概念について理解し、図形についての豊かな感覚の育成を図るとともに、図形を構成したり、図形の面積や体積を求めたりすること (2) 図形を構成する要素とその関係、図形間の関係に着目して、図形の性質、図形の構成の仕方、図形の計量について考察すること。図形の学習を通して、筋道立てた考察の仕方を知り、筋道立てて説明すること (3) 図形の機能的な特徴のよさや図形の美しさに気付き、図形の性質を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること	

<算数>

観	点
5 〔C 測定〕の領域では、次の3点が重視された内容になっていること。 （1）身の回りの量について、その概念及び測定の原理と方法を理解するとともに、量についての感覚を豊かにし、量を実際に測定すること （2）身の回りの事象の特徴を量に着目して捉え、量の単位を用いて的確に表現すること （3）測定の方法や結果を振り返って数理的な処理のよさに気付き、量とその測定を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること 6 〔C 変化と関係〕の領域では、次の3点が重視された内容になっていること。 （1）伴って変わる二つの数量の関係について理解し、変化や対応の様子を表や式、グラフに表したり読んだりするとともに、二つの数量の関係を比べる場合について割合や比の意味や表し方を理解し、これらを求めたりすること （2）伴って変わる二つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察するとともに、二つの数量の関係に着目し、図や式などを用いてある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べ方を考察し、日常生活に生かすこと （3）考察の方法や結果を振り返って、よりよい解決に向けて工夫・改善をするとともに、数理的な処理のよさに気付き、数量の関係の特徴を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること 7 〔D データの活用〕の領域では、次の3点が重視された内容になっていること。 （1）目的に応じてデータを集めて分類整理し、適切なグラフに表したり、代表値などを求めたりするとともに、統計的な問題解決の方法について知ること （2）データのもつ特徴や傾向を把握し、問題に対して自分なりの結論を出したり、その結論の妥当性について批判的に考察したりすること （3）統計的な問題解決のよさに気付き、データやその分析結果を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること 8 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れることができる内容になっていること。	

<算数>

観	点
9	数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため、必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用することができる内容になっていること。
10	具体物を操作したり、日常の事象を観察したり、児童にとって身近な算数の問題を解決したりするなどの具体的な体験を伴う学習を通して、数量や図形について実感を伴った理解をしたり、算数を学ぶ意義を実感したりできる内容になっていること。
11	〔用語・記号〕が各学年の内容と密接に関連させられており、それらを用いて表したり考えたりすることのよさが分かる内容になっていること。
12	数量や図形についての豊かな感覚を育てるとともに、およその大きさや形を捉え、それらに基づいて適切に判断したり、能率的な処理の仕方を考え出したりできる内容になっていること。
13	筆算による計算の技能を確実に身に付けることを重視するとともに、目的に応じて計算の結果の見積りをして、計算の仕方や結果について適切に判断できる内容になっていること。

<理科>

観	点
1 自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決できる内容になっていること。 2 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることができる内容になっていること。 3 観察、実験などを行い、問題解決の力を養うことができる内容になっていること。 4 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養うことができる内容になっていること。 5 [A 物質・エネルギー]については、自然の事物・現象について、理科の見方・考え方を働かせ、問題を追究する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成することができる内容になっていること。 (1)「エネルギー」、「粒子」といった科学の基本的な概念等を柱とした内容についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。 (2)主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力(第3学年)、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力(第4学年)、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力(第5学年)、主に仕組みや性質、規則性及び働きについて、より妥当な考えをつくりだす力(第6学年)を養う。 (3)主体的に問題解決しようとする態度を養う。 6 [B 生命・地球]については、自然の事物・現象について、理科の見方・考え方を働かせ、問題を追究する活動を通して、以下の(1)～(3)の資質・能力を育成することができる内容になっていること。 (1)「生命」、「地球」といった科学の基本的な概念等を柱とした内容についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。 (2)主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力(第3学年)、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力(第4学年)、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力(第5学年)、主に働きや関わり、変化及び関係について、より妥当な考えをつくりだす力(第6学年)を養う。	

<理科>

観	点
(3) 生物を愛護する態度(第3、4学年)や生命を尊重する態度(第5、6学年)、主体的に問題解決しようとする態度を養う。 7 第3学年では、生活科の学習との関連が考慮された体験的な活動を通して、問題解決の過程の中で、「理科の見方・考え方」を働かせ、問題を追究していくという理科の学習の仕方を身に付けることができる内容になっていること。 8 コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用することができる内容になっていること。また、意図した処理を行うよう指示することができるといった体験を通して、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くことができる内容になっていること。 9 生物、天気、川、土地などの指導に、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れることができるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことができる内容になっていること。また、天気、川、土地などの指導では、災害に関する基礎的な理解を図ることができる内容になっていること。 10 指導内容に応じて博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図ることができる内容になっていること。また、観察、実験などの指導に当たっては、事故の防止に十分留意した内容になっていること。	

<生活>

観	点
1 身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動や校外での活動を取り入れた内容になっていること。 2 動植物の飼育・栽培に関する内容については、2 学年間にわたって取り扱われ、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うような内容になっていること。 3 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うような学習内容を取り入れた内容になっていること。 4 身近な人々、社会及び自然と関わる活動を通して気付いたことや楽しかったことなどについて、多様な方法により表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるような内容になっていること。 5 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるように、見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を取り入れた内容になっていること。 6 具体的な活動や体験を行う際に、身近な幼児や高齢者、障がいのある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができる内容やコンピュータなど情報機器について、児童の発達段階や生活科の特質などに応じて適切に活用することができる内容になっていること。 7 生活上必要な習慣や技能については、人、社会、自然及び自分自身に関わる学習活動の展開に即して身に付く内容になっていること。	

<音楽>

観	点
1	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わるができる内容になっていること。
2	曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けることができる内容になっていること。
3	音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができる内容になっていること。
4	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うことができる内容になっていること。
5	〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図り、年間を通じて継続的に指導することができる内容になっていること。
6	歌唱・器楽については、歌唱表現及び器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌う（演奏する）かについて思いや意図をもったり、曲想と音楽の構造や歌詞の内容、曲想と音楽の構造との関わりや多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わりについて理解したり、思いや意図に合った表現をするために必要な技能を身に付けたりすることができる内容になっていること。
7	歌唱については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて選択することができる内容になっていること。
8	中学年の器楽については、主旋律の演奏から和音を用いた演奏や低声部の充実にまで幅広く活用することができる鍵盤楽器や、箏など、無理なく取り組むことができ、我が国の音楽のよさを感じ取れる和楽器の中から、児童や学校の実態に応じて選択できる内容になっていること。また、高学年の器楽については、合奏において各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして合奏で扱う楽器を選択することができる内容になっていること。

<音楽>

観	点
9 音楽づくりについては、音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得たり、音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもったりすることができる内容になっていること。また、いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴や音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴が生み出すよさや面白さなどに関わらせて理解することができる内容になっていること。さらに、発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために、設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現したり、音楽の仕組みを用いて、音楽をつくったりする技能を身に付けることができる内容になっていること。 10 鑑賞については、鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴いたり、曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解したりすることができる内容になっていること。	

<図画工作>

観	点
1	表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わるができる内容になっていること。
2	対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的についたり表したりすることができる内容になっていること。
3	造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする内容になっていること。
4	つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う内容になっていること。
5	表現及び鑑賞の活動において、共通に必要な資質・能力を示している〔共通事項〕の指導を行うことができる内容になっていること。
6	〔A表現〕の「発想や構想」と「技能」に関する事項を関連付けて扱うことができる内容になっていること。
7	工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなる内容になっていること。
8	各学年の〔A表現〕及び〔B鑑賞〕の指導を通して、児童が〔共通事項〕アの「自分の感覚や行為を通して形や色などを理解すること」とイの「様々な事物や事象について自分なりのイメージをもつこと」との関わりに気付くことができる内容になっていること。
9	児童が個性を生かして活動できるようにするため、表現や鑑賞を幅広く捉え、児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができる内容になっていること。
10	〔共通事項〕の「知識」に関する指導に当たっては、次のア～ウの事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げる内容になっていること。 ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

<図画工作>

観	点
イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。	
ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。	
11 材料や用具については、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすることができる内容になっていること。	
12 「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動が充実する内容になっていること。	
13 事故防止のために、造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなど配慮した内容になっていること。	

<家庭>

観	点
1	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う内容になっていること。
2	他教科等との関連を明確にし、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができる内容となっていること。
3	実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり、自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる主体的な学習活動を充実させる内容となっていること。
4	児童同士で協働したり、意見を共有して互いの考えを深めたり、家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりする対話的な学習活動を充実させる内容となっていること。
5	児童が日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて解決方法を考え、計画を立てて実践し、その結果を評価・改善し、更に家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら、課題の解決に向けて自分なりに考え、表現するなどして資質・能力を身に付ける内容となっていること。
6	「A家族・家庭生活」の「自分の成長と家族・家庭生活」については、ガイダンスにおいて、生活の営みに係る見方・考え方について触れ、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させて扱う内容になっていること。
7	「B衣食住の生活」の「調理の基礎」及び「生活を豊かにするための布を用いた製作」については、学習の効果を高めるため、2学年にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できる内容になっていること。

<家庭>

観	点
8 「C消費生活・環境」については、「A家族・家庭生活」の(3)「家族や地域の人々との関わり」や、「B衣食住の生活」の(2)「調理の基礎」、(5)「生活を豊かにするための布を用いた製作」及び(6)「快適な住まい方」などに関連を図り、生活で使う身近な物などを取り上げ、児童や家族の生活と結び付けて考え、実践的に学習できる内容になっていること。 9 実習については、事故の防止及び安全・衛生に留意する内容になっていること。 10 家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できる内容になっていること。	

< 体育（保健領域） >

観	点
1	保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成する内容となっていること。
2	身近な生活における健康・安全について理解するとともに、その技能を身に付けることができる内容となっていること。
3	健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う内容となっていること。
4	健康の保持増進を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う内容となっていること。
5	運動、食事、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導と関連を図った内容になっていること。
6	健康な生活、体の発育・発達、心の健康、けがの防止及び病気の予防について取り上げていること。また、事例などを題材にした話合いや、実習、実験など、健康に関する課題を解決する学習活動ができるような内容になっていること。

<外国語科（英語）>

観	点
1 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けることができる内容になっていること。 2 コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる内容になっていること。 3 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことができる内容になっていること。 4 聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くことの五つの領域別の目標と内容との関係が、単元など内容や時間のまとまりごとに各教材の中で明確に示されていること。 5 実際の言語の使用場面や言語の働きに十分に配慮した題材を取り上げた内容になっていること。 6 英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然などに関するものの中から、児童の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材が変化をもたせて取り上げられており、次の観点について配慮がなされていること。 ア 多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い豊かな心情を育てることに役立つこと。 イ 我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うことに役立つこと。 ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会と向かうことが求められている我が国の一員としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うことに役立つこと。	

<道徳科>

観	点
1	道徳性を養うために、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めることができる内容になっていること。
2	各教科等で行う道徳教育を補ったり、深めたり、統合したりすることのできる内容になっていること。
3	学んだ道徳的価値に照らして自分の生活や考えを振り返り、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるような内容になっていること。
4	道徳的価値について自分との関わりで考え、感じたことをまとめ、発表し合ったり、話し合いなどにより異なる感じ方、考え方に接し、協働的に議論したりできる内容になっていること。
5	道徳的価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりしながら課題解決に向けて話し合うことができるような内容になっていること。
6	体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めることができるような内容になっていること。
7	身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲と態度を育成することができるような内容であること。その際、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのない内容になっていること。
8	生命の尊重、人格の尊重、基本的人権の尊重、思いやりの心などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられる内容になっていること。

令和 6 年度使用

学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書選定資料

1 採択基本方針

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する教科用図書については、特に学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択に係る指針が必要であることから、以下を基本方針とする。

(1) 採択の基本

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する一般図書の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

(2) 一般図書の採択

一般図書の採択に当たっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択するものであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分に考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。

ア 特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育法施行規則第 135 条第 2 項（第 89 条を準用））

イ 重複障がい等を有する児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合（同規則第 131 条第 2 項）

ウ 特別の教育課程を編成する小学校又は中学校の特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第 139 条）

2 選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、一般図書の選定に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、公正かつ適切に行うこととする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

教育基本法及び学校教育法の規定に則り、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）は、次のアからエを、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）は、次のアからウを基本的なねらいとしている。

ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

エ 学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

(2) 選定の基本的観点

ア 話題や題材の選択が適切なこと、また、学習内容を理解するのに適切なこと、更に全体として調和していること

イ 特定の事柄を強調し過ぎていないこと、また、一面的な見解を取り上げていないこと

ウ 特定の営利企業などの宣伝や非難になるものでないこと

エ 特定の個人や団体などの活動に対する援助や助長となるものでないこと

オ 掲載写真や挿絵などは信頼性のある適切なものであること

カ 全体として系統的、発展的に構成されていること

キ 内容に誤りや不正確がないこと、また、相互に矛盾していないこと

ク 客観的に明白な誤記、誤植、脱字がないこと

ケ 児童生徒が誤解するおそれのある表現がないこと

コ 漢字・仮名遣いなどの表記が適切であり、不統一がないこと

3 各学部・教科共通の選定の観点

(1) 内容に関する配慮事項

ア 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること

イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること

ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得

されるように配慮されているものであること

エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること

オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること

カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること

キ 特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと

ク 上学年で使用することとなる図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること

ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などの図書としての体裁をなしていないものは適切でないこと

(2) 分量

全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること

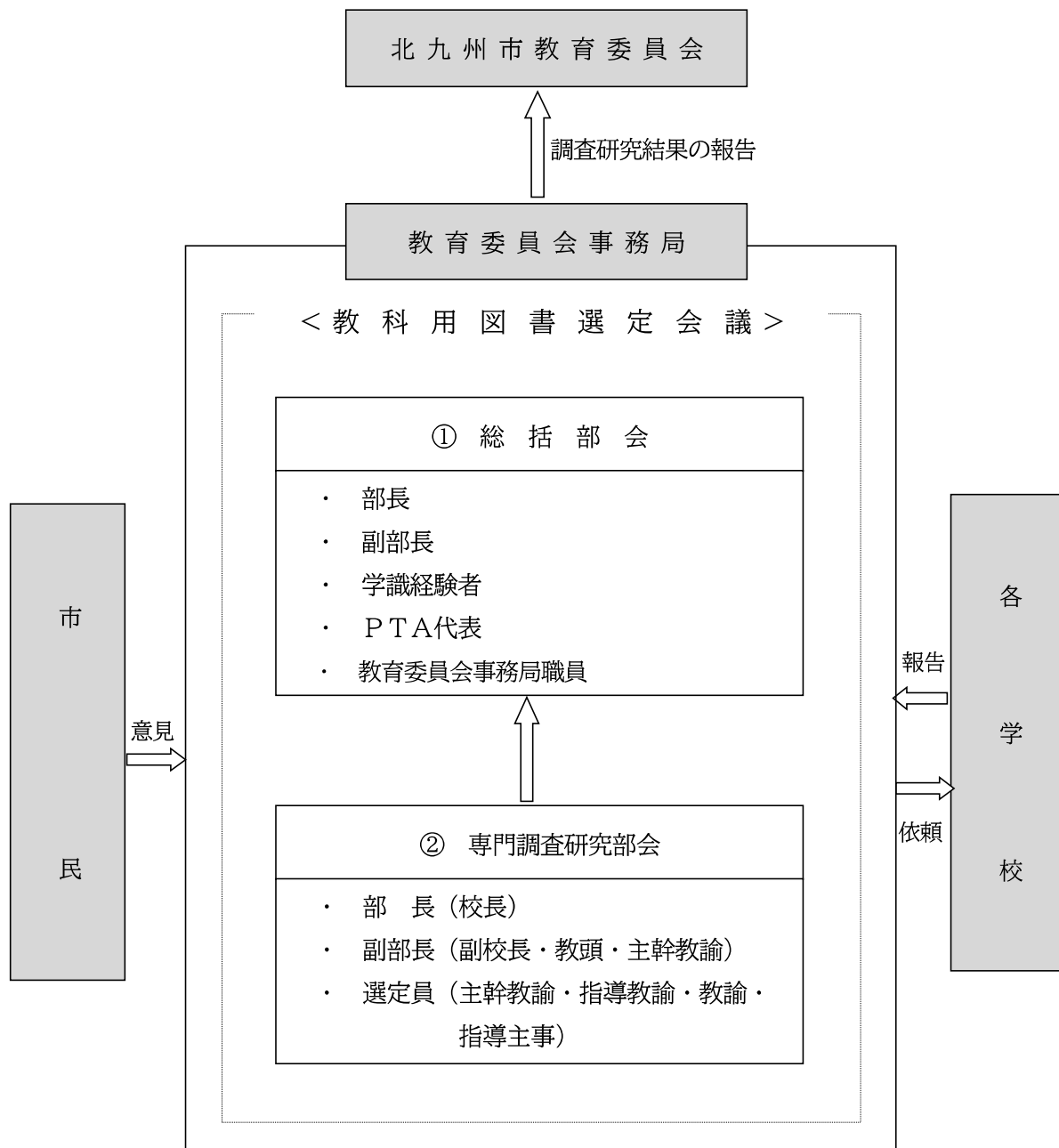
(3) 使用上の便宜

分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと

(4) 印刷、製本等

印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること

教科用図書採択の仕組み



各部会等の任務

北九州市教育委員会

各教科で使用する教科用図書を、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに1種採択する。

教育委員会事務局

教科用図書選定会議等に対して連絡調整を行い、教科用図書採択に関する事務のいっさいを執り行う。

教科用図書選定会議

北九州市教育委員会に教科用図書採択に関する調査研究結果を報告する。

① 総括部会

専門調査研究部会の報告を基に、全体的な審議を行い、調査研究報告を作成する。

② 専門調査研究部会
(教科別)

各教科で使用する教科用図書の綿密な調査研究を行い、各学校に依頼した調査研究の報告並びに市民の意見も参考としながら総括部会へ報告する。

各 学 校

各学校は教科用図書の調査研究を行い、学校長は所定の様式により、教育委員会事務局に報告する。

市 民

市民は、教科用図書展示期間に各教科書センター等で教科用図書見本を閲覧し、意見があれば所定の様式により、教育委員会事務局に提出する。

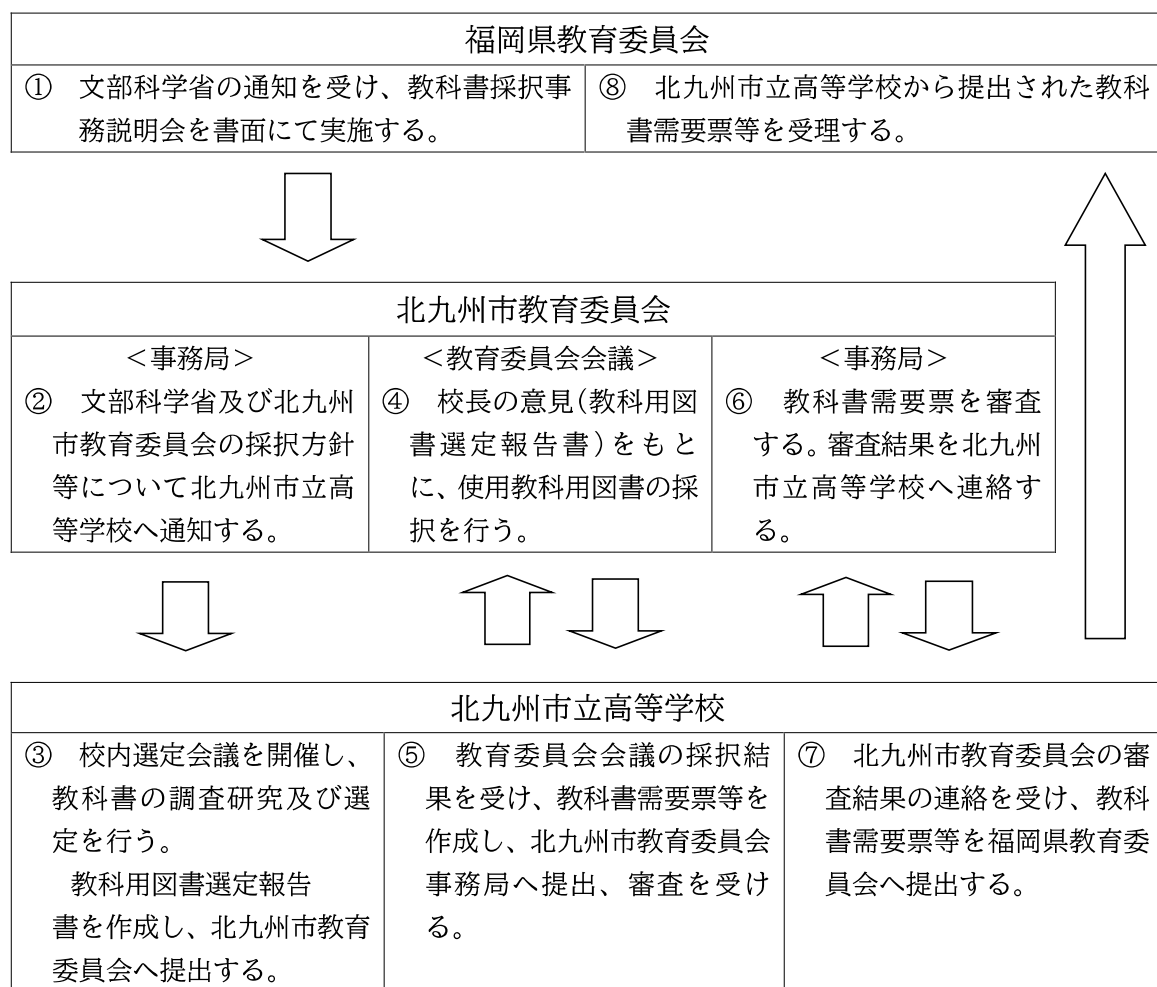
令和5年5月11日

北九州市教育委員会

2024年度（令和6年度）に北九州市立高等学校で使用する
教科用図書の採択方針（案）

- 1 令和6年度使用北九州市立高等学校用教科用図書の採択は、高等学校が
選定した教科用図書の報告を受けて、北九州市教育委員会がこれを行う。
- 2 高等学校においては、下記の基準に基づくとともに学校の実態及び文部
科学省通知の内容を踏まえ、適正かつ公正に教科用図書の選定を行う。
 - （1）教育基本法に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法に定め
る高等学校における教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に
踏まえたもの。
 - （2）学習指導要領の定める各教科の目標及び内容に即し、適切に教材
を構成したもの。
 - （3）生徒の成長と発達に即し、かつ、指導に際して適切なもの。
- 3 教科用図書採択に関しては、採択方針をあらかじめ公表するとともに、採
択に関する情報を、採択終了後に公開するなど、開かれた採択に努める。

令和6年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択手順について



※ 北九州市立高等学校管理規則

第3章 教材の取扱い (教材の選定)

- 第6条 教科書の採択は、校長の意見を聞いて教育委員会が行う。
- 2 教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が行う。

※ (参考) 福岡県立高等学校の場合

- 「福岡県立高等学校用教科用図書の採択は、各学校が選定した教科用図書の報告を受けて県教育委員会がこれを行う。」(福岡県教育委員会教育長通知)
- 各学校長からの報告を受けて、教育次長が専決決裁を行っている。